

配水場等水道施設管理業務委託仕様書

令和7年4月1日適用

茨城県南水道企業団

第1章 総則

(目的)

第1条 この業務委託仕様書は、茨城県南水道企業団（以下「委託者」という。）が管理する各配水場及び水道施設・配水池・設備等（以下「配水場等」という。）の運転管理を円滑に行い、配水場等の機能を十分に発揮し、維持管理の適正な運営を図るため、運転管理業務委託に係る仕様を定めることを目的とする。

(業務の履行)

第2条 配水場等水道施設管理業務受託者（以下「受託者」という。）は、配水場等の機能が十分発揮できるよう、本業務委託仕様書のほか、契約書及びその他関係書類（現場説明を含む）等に基づき、誠実かつ安全に委託者と協議し業務を履行しなければならない。なお、本業務委託仕様書に記載なき事項であっても、業務遂行に必要なものは受託者の責任においてこれを満足しなければならない。

(委託施設)

第3条 業務委託施設は下記の場所とする。

- (1) 若柴配水場 龍ヶ崎市長山1丁目5番地2（常駐施設）
- (2) 牛久配水場 牛久市栄町4丁目194番地
- (3) 戸頭配水場 取手市戸頭四丁目4番1号
- (4) 藤代配水場 取手市中田387番地1
- (5) 利根配水場 利根町布川618番地247
- (6) 早尾配水場 利根町早尾32番地2
- (7) 布川配水場 利根町布川1571番地1
- (8) 圧力監視所 牛久市奥原町1650番地43 奥原工業団地公園3敷地内
- (9) 圧力監視所 牛久市小坂町2486番地 小坂第一児童公園敷地内
- (10) 圧力監視所 取手市台宿2丁目18番地60
- (11) 圧力監視所 取手市井野台1丁目23番地 井野台ちびっこ広場敷地内
- (12) 圧力監視所 取手市長兵衛新田637番地 城根西公園内
- (13) 圧力監視所 取手市櫛木950番地1 取手櫛木消防署敷地内

(14) 圧力監視所 取手市紫水2丁目7番地 紫水公園敷地内

(15) 龍ヶ崎市南が丘6丁目25番地 南が丘自治会館敷地内

(履行期間)

第4条 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間（訓練期間を除く）

(業務の範囲)

第5条 業務委託の範囲及び業務内容は、本仕様書及び特記仕様書のとおりとする。

(業務管理)

第6条 受託者は、常に善良なる管理者の責任をもって、業務を履行しなければならない。

2 受託者は、労働安全衛生法等の災害防止関係法令の定めるところにより、常に安全衛生の管理に留意し、労働災害の防止に努めるとともに、安全衛生上の障害が発生した場合は、直ちに必要な措置を講じ、速やかに委託者に連絡すること。

3 受託者は、配水場等の構造、性能、系統及びその周辺状況を熟知し、配水場等の運転に精通するとともに、業務の履行にあたって常に問題意識をもってこれにあたり、創意工夫し設備の予防保全に努めること。

4 受託者は、豪雨、台風、地震、渇水その他の天災及び配水場等の機能に重大な支障が生じた場合に備え、連絡体制を整えるとともに、常に対処できるように準備すること。

5 受託者は、地域住民と十分に協調を保ち、業務の円滑な進捗を期すること。

(職種の基準)

第7条 受託業務の履行にあたり次のとおり職種を定める。

2 受託水道業務技術管理者及び業務総括責任者は水道法施行規則第9条による資格保持者、または業務全体の責任者で、水道技術管理者及び水道浄水（管路）施設管理技士2級以上及び、第2種電気工事士以上の有資格者であり、機械、電気、計装、コンピューター関連の知識技能を備え、総括の職務に当たり、委託者が管理監督能力を有すると認められた者。

3 副総括は業務総括責任者の補佐及び代行ができ、水道浄水（管路）施設管理技士2級以上の有資格者またはこれと同等の技術を有し、かつ、管理能力を有し委託者が各業務の責任者としての的確な運転操作、判断ができると認められた者。

4 主任は各業務の責任者で、水道浄水（管路）施設管理技士3級以上の有資格者またはこれと同等の技術を有し、委託者が業務の専門職として主体的に業務を行えると認められた者。

5 技術員及び技能員は必要とされる各種業務を行えると認められた者。

(職員の届け出)

第8条 受託者は、職員の履歴、職種、職階、職務分担等（職員の資格を証明するものを含む）を記載した選任届を届け出ること。また異動もしくは変更のある場合は、事前に委託者の承認を得てから届け出るものとする。

2 受託者の職員について業務の履行上著しく不適格と認められる場合は、委託者及び受託者が協議のうえ、当該職員を変更することができる。

3 受託者の職員については年度末日に満65歳に達している者は、次年度の業務遂行が出来ない。

ただし、本業務を遂行するにあたり、知識、経験が十分で受託者からの推薦があり、また、委託者及び受託者双方が業務上必要と認められた者はこの限りではない。

(運転管理業務計画書)

第9条 運転管理業務計画書には、次の事項について記載しなければならない。

(1) 業務概要に関すること。

業務方針及び業務の概要

(2) 業務組織に関すること。

業務組織表、業務分担表、緊急時体制表

(3) 業務計画に関すること。

年間業務工程表(運転管理・設備点検)、業務計画表

(4) 業務方法に関すること。

業務方法・要領及び運転指標、設備点検基準(周期・項目等)

(5) 安全衛生管理に関すること。

安全衛生管理対策、安全衛生管理計画表、研修計画表、安全衛生管理組織表

(6) 保全・保安管理に関すること

保全・保安教育の内容、保全保安教育実施予定表

(7) 各種報告書様式

(8) その他、委託者が定めた必要事項

(月間業務計画書及び月間業務完了報告書)

第10条 受託者は、業務計画についてあらかじめ委託者と協議し、本仕様書及び特記仕様書に記載する諸事項を踏まえて作成した月間業務計画書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務計画書に添付して提出すること。

2 月間業務計画書を変更する必要がある場合は、その都度委託者と協議しなければならない。

3 受託者は、月間業務計画書に基づき業務を進行し、特記仕様書に記載する内容等により月間業務完了報告書を提出しなければならない。なお、詳細な諸事項が必要な場合は、月間業務報告書に添付し提出すること。

(業務記録等の整備)

第11条 受託者は、業務記録など業務の履行または確認に必要な書類を常に整備し、委託者が提出を求めた場合は、速やかに提出しなければならない。

(業務計画書、報告書等)

第12条 受託者は、本仕様書に定めるところにより運転監視、設備点検等、その他業務の履行に係る計画書、報告書等を提出しなければならない。

(安全管理)

第13条 受託者は、作業の実施にあたり守らなければならない安全に関する事項を定めなければならない。

(保全・保安教育及び訓練)

第14条 受託者は、作業、維持(運転、監視、巡視、点検、測定、計測等)または運用に従事する者に対して、配水場等施設の保全・保安に関し必要な知識及び技能に関する教育をしなければならない。

2 受託者は作業、維持または運用に従事する者に対し、事故その他災害が発生したときの処置について危機管理マニュアルを作成し、実地指導、訓練を行わなければならない。

(完成図書、器具等の貸与)

第15条 受託者が、業務遂行上必要とする完成図書や特殊工具等は貸与する。

2 貸与品については、特記仕様書に記載する事項により台帳等を作成し、その保管状況を常に掌握し、毀損、盗難、紛失等があった場合には受託者が弁償しなければならない。

(整理整頓等)

第16条 受託者は、施設建物及びその周辺を常に清掃し、不要な物品等を整理しなければならない。

(事務室等の維持管理)

第17条 受託者は、配水場等の施設の一部を事務室等として使用する場合には、委託者の許可を受けるとともに、受託者の責任において維持管理を行い、常に清潔な状態を保たなければならない。

2 事務室等は無償で供与するが、使用期間中受託者の責任で掃除機、モップ等により、日常清掃を実施し建物全体を清潔に保たなければならない。共用部分においては年に1回、委託者が清掃業者に委託し定期清掃を行う。また、汚損等があった場合は受託者の負担とする。

3 事務室等の使用に伴う光熱水の費用は無償とするが、その使用にあたっては節約に努めなければならない。ただし、光熱水費の高騰があった場合は受託者が一部負担とする。

4 受託者の従業員が休憩、食事をする場所は、委託者が指定した場所とする。また、みだりに飲食、喫煙等を行わず、決められた場所で受託者が業務委託履行のため受託者の定めた時間を厳守すること。

(従事者の服装等)

第18条 受託者は、従事者に安全かつ清潔な統一した服装をさせ、胸に名札を着用させるとともに、対応については部外者から指摘を受けないようにしなければならない。

(火災予防、盗難防止等)

第19条 受託者は、配水場等の火災を未然に防止するため、火気取扱い責任者を選任し、火災予防上支障のある行為を行ってはならない。

2 受託者は、委託施設の監視、巡回、施錠の確認を行い、盗難防止、侵入者防止に努めることとする。

(配水場等施設の一般管理)

第20条 受託者は、水道法、労働安全衛生法等の法令、規則及び基準等の関係法令を遵守することを基本とし、業務の実施、配水場等施設の保安等について、十分注意を払わなければならない。

2 受託者は、業務履行上で必要な諸事項について、委託者と打合わせ、協議等を行った場合は、その都度内容を議事録として整理し、委託者に提出し承認を受けるものとする。

第2章 運転管理業務

(業務範囲)

第21条 業務の主な内容は次のとおりとし、第23条以降に記すほか、特記仕様書、特記事項（別紙）に記載するものとする。

1 運転業務

- (1) 配水場等の設備機器の運転制御
- (2) 委託施設の監視及び記録（ITV設備による対象施設の監視を含む）
- (3) 委託施設の巡視点検
- (4) 委託施設の故障・緊急時の対応
- (5) 緊急時の初期対応
- (6) 上記の記録及び報告書の作成
- (7) その他業務上必要な諸作業

2 保守点検業務

- (1) 配水場等の機械設備点検
- (2) 配水場等の電気設備点検（自家用電気工作物の法定点検を含む）
- (3) 配水場等の調整及び交換
- (4) 配水場等の簡易な補修及び小塗装
- (5) 配水池上部や周囲、ポンプ室内などの点検・清掃
- (6) 検査用試薬、チャート紙等備品の管理
- (7) 次亜注入機の点検業務管理
- (8) 次亜塩素酸ナトリウムの搬入受入れの立会
- (9) 上記の記録及び報告書の作成
- (10) その他業務上必要な諸作業

3 環境整備業務

- (1) 配水場等の範囲内の外構・植栽等の環境整備
- (2) 配水場等の範囲内の清掃及び整理整頓
- (3) 上記の記録及び報告書の作成

4 水質管理業務

- (1) 配水場の運転管理上で必要な水質検査及び管理(ただし法令に定める年1回及び、3か月毎並びに毎月1回行う水質検査は除く)
- (2) 毎日1回以上、指定された給水栓について行う「色及び濁度並びに残留塩素濃度」の検査
- (3) 別途指定された給水栓について行う「色及び濁度並びに残留塩素濃度」の検査
- (4) 水道法の水質基準を保てないと予想される地区の水質管理
- (5) 臨機の措置及び緊急対応
- (6) 検査結果の記録及び報告書の作成

5 物品等調達業務

- (1) 配水場等の運転に必要な薬品類、消耗品等の調達と管理
- (2) 備品、消耗品類の在庫調査及び管理
- (3) 上記の記録及び報告書の作成

6 その他

- (1) 夜間・土日祭日における、電話・来客者の対応(別紙1)
- (2) 夜間・土日祭日における、配水管漏水の通報及び災害緊急通報時における委託者職員への連絡
- (3) 配水場等の監視・施錠・警備
- (4) 上記の記録及び報告書の作成

(施設の運転日及び運転時間)

第22条 業務対象設備の施設の運転時間は、毎日24時間連続とする。ただし、テロ及び天災事変等の事故及び重故障等、現状予測し得ない事象が起こり、緊急回避として設備停止に至った場合等については、別途協議し委託者が運転方法を指示する。

(施設の制御及び監視)

第23条 受託者は、制御及び監視により、異常を発見した場合または変更が必要な場合は、その都度速やかに委託者に報告し、その指示に従い処置を行う。ただし、次に掲げるものは受託者の判断で実施後、委託者に報告することにより処置できるものとする。

(1) 受水過程における、経済的かつ適正な運転管理

(2) 送水設備の適正な流量管理

2 制御及び監視は、次のとおりとする。

(1) 受変電設備の監視

(2) 受水流量、配水池流入量の監視及び制御

(3) 配水流量、配水圧力の監視及び制御

(4) 配水場等の各地の水位及び流量などの監視及び制御

(5) 配水場等のポンプ施設の流量監視及び制御

(6) 次亜塩素素注入機及び他の設備の運転監視及び制御

(7) 受水、配水及び末端の色度、濁度、pH値、残留塩素等水質の監視

(8) 次亜塩素酸ナトリウム注入量の監視及び制御

(9) 薬品類、潤滑油類などの残量記録及び制御

(10) 薬品等の発注、取扱い及び受け入れ

3 受託者は運転監視日誌を作成し、運転の変更、故障、警報の発生等運転監視に必要なものについては記録しなければならない。

(巡視点検)

第24条 受託者は、次の巡視点検を実施するものとする。

(巡視点検の頻度は特記仕様書のとおりとする。)

(1) 受変電設備

(2) 配水、送水ポンプ、配水池、圧力監視所

(3) 非常用発電設備

(4) 建物付帯設備機器

(5) 場内各地の状況

(6) 次亜塩素素注入機設備

(7) 配水池の状況

(8) その他指定された業務上必要な巡視

(調整及び整備)

第25条 受託者は各機器が正常に動作するように調整及び整備に努めること。ただし、調整及び整備の対象機器及び報告の内容は別に定める。

2 受託者は、次の調整及び整備を実施するものとする。

- (1) 各種ポンプ類の消耗品の交換及びオイル交換
- (2) 各種電動機類の消耗品の交換及び調整
- (3) 各種バルブ類のグリースアップ
- (4) 制御に関する発信機の点検交換及び調整
- (5) 各流量計の流入量の調整
- (6) データロガー装置等の時刻調整

(簡易な修繕等)

第26条 受託者は、巡視、整備点検時により発見した不良箇所もしくは、故障の発生した破損箇所のうち現場で修理可能なものについては、作業前及び後の写真等を添付し報告すること。ただし、緊急を要する場合には、応急措置を行うとともに、委託者に状況報告を優先し後に報告書を提出する。

2 設備の簡易な修繕、調整に必要な工具類、安全対策器具、カメラについては受託者の負担とするが、特殊な工具等については貸し出しをする場合がある。

3 修繕に要する費用、修繕方法等については、委託者と受託者で協議し、決定することとする。

(範囲外業務への補助)

第27条 受託者は、次の業務に関し補助を行うものとする。

- (1) 委託者が行う催事への参加

(業務管理)

第28条 受託者は、次の業務管理を行うものとする。

- (1) 業務の履行に伴う安全衛生管理
- (2) 業務報告書等の作成及び整理
- (3) 運転操作に伴う操作表の作成

- (4) 配水場等の自主管理
- (5) 完成図書等借受物品の管理
- (6) 宿日直における来客、電話等の受付
- (7) 管路漏水事故における委託者職員への連絡
- (8) 配水場等設備の警備及び施錠
- (9) 緊急及び災害時における業務

(就業形態)

第29条 受託者は、業務の履行にあたり原則として次の業務形態により行うものとする。

- (1) 運転監視業務 24 時間
- (2) 巡視点検 計画による
- (3) 保守点検等 計画による
- (4) 水質管理 計画による
- (5) 緊急及び災害時 必要の都度

ただし、配水場等の設備が自動化もしくは省力化等により、業務形態を変更しても所定の能力が確保されるような場合には、委託者、受託者双方が打ち合わせの上、業務形態を変更できるものとする。

(緊急時の措置)

第30条 受託者は、次に掲げる緊急事態が発生した場合は、状況を確認し直ちに委託者に連絡し、その指示を受け対応すること。併せて、状況により支障のない範囲で可能な応急措置を行うこと。

- (1) 停電、地震、気象災害（大雨など）による急激な水質変動、施設の破損、漏水、設備の重大故障、火災等により安定供給に支障をきたす場合
 - (2) 異物混入等により水質の安全性を脅かされる場合
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合は、茨城県南水道企業団新型インフルエンザ等感染症対策マニュアルに基づき対策を講じること。

第3章 業務書類等

(業務書類等)

第31条 受託者は、業務の履行にあたり次の書類を定められた期間内に提出しなければならない。

2 契約締結後速やかに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 受託水道業務技術管理者選任届（資格証等の写し添付）
 - (2) 総括責任者及び副総括、主任選任届（資格証等の写し添付）
 - (3) 職員名簿（資格証等の写し添付）
 - (4) 業務計画書
 - (5) 借用承認願
 - (6) その他、委託者が定めた必要提出書類
- 3 年間業務計画書一式

(業務検査)

第32条 受託者は、年間業務を完了したとき委託者の業務完了検査を受けなければならない。

第4章 その他

(経費の負担)

第33条 受託者が業務履行上で負担する経費は、受託者自らが業務履行上で直接的に必要な事務費及び運転・維持管理費等とする。

(責任)

第34条 契約期間中に生じた運転及び維持管理上の不備、誤操作等による水質の異常、機器の破損、故障等は、受託者の負担において速やかに補修、改善または取替えもしくは、補償等により解決をすることとする。ただし、テロ及び天災事変等の事故による場合は、この限りではない。

(守秘義務)

第35条 受託者は業務で知り得た委託者の施設及び委託者の関連情報を本業務以外で使用し、または他に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

2 受託者は委託者の承諾を得て管理している書類や図書を委託者の許可なく外部に持ち出したり、他人に閲覧、複写、譲渡してはならない。

(雑則)

第36条 本業務委託仕様書に明記されていない事項であっても、運転操作上当然必要な業務等は、良識ある判断に基づいて行わなければならない。

2 運転等にかかわる資料の提出を、委託者が要求した場合は、速やかに応じなければならない。

3 受託者は、委託者の承諾なく委託者の所有物を場外に持ち出し、または、業務に必要なとしないものを持ち込んで서는ならない。

(事業実施におけるリスクマネジメント)

第37条 事業実施における配水場等の施設について、その水道管理者としての責任は委託者にあるものとし、本事業範囲における施設の運転・維持管理上の責任は原則として受託者が負うものとする。ただし、委託者が責めを負うべき合理的な理由がある事項については、この限りでない。

2 本業務のリスク分担については、別表1のとおりとする。

3 受託者は加入した保険について、運転管理業務計画書に記載し、その写しを添付するものとする。

(疑義)

第38条 本業務委託仕様書に疑義を生じた場合または、業務委託仕様書に定めのない事項が生じた場合は、両者協議して定めるものとする。

別表1 リスク分担

リスクの種類	リスクの内容	委託者	受託者
内容変更	本業務の業務範囲の拡充、縮小等	○	
法令等の変更	本業務に直接関係する法令等の変更	○	○
事故発生	受託者の責めによる事故の発生		○
	上記以外（不可抗力）による事故の発生	○	
業務中止・延期	企業団の指示、不承認によるもの	○	
	企業団の債務不履行によるもの	○	
	受託者の業務放棄、破綻によるもの		○
不可抗力	大規模天災、暴動等による業務変更・中止・延期	○	
	台風など予見できる風水害	○	○
計画変更	業務内容・用途の変更に関するもの	○	
水量・水質変動	浄水の水量・水質の変動による施設の能力・機能増による経費の増加	○	
	上記以外の経費の増加		○
経費増加	企業団の責による業務内容・用途変更等に起因する経費の増加	○	
	上記および物価変動以外の要因による経費の増加		○
施設損傷	不可抗力を除く事故・災害による施設の損傷	○	○

※委託者と受託者双方に○が付いているものは、状況に応じ両者に責任が発生することが考えられるので、連絡等によりリスクの分担を図る。